

『生活文化研究所報告』第四十九号
二〇二二年三月刊 別刷

北本佐竹世譜について

佐々木 紀一

北本佐竹世譜について

佐々木 紀 一

戦国時代の佐竹家の家臣梅江斎岡本禅哲が、『神明鏡』・『源威抄』の伝来に関与してゐた事を、秋田県公文書館佐竹文庫（宗家）⁽¹⁾に伝来する同人書写・関係の佐竹系図群との比較に拠り指摘した⁽²⁾。且つその佐竹系図諸本に引用される本文により、現存孤本の『源威集』⁽³⁾の本文の誤りを訂正出来るとした。筆者は佐竹（宗家）蔵『御文書并御書物帳目録受取渡目録』（宝永六年五月、以下、『目録』）・中村光得の『御系図御引証』⁽⁴⁾により、佐竹北家伝来の禅哲自筆系図の伝存が不明であるとし、且つ『源威抄』を引用する物の、『目録』・『御系図御引証本草稿』（同前蔵。以下『草稿』）に言及・利用の無い佐竹（宗家）蔵、光明院蔵『佐竹代々系図』⁽⁵⁾の性格について検討しなかつた。

しかしこれは筆者の迂闊で、明治時代に侯爵佐竹義生蔵本を謄写した東大史料編纂所蔵の謄写本『佐竹家旧記』九所収の『佐竹世譜』（以下、旧記本とする）が北本の写しで、光明院本は北本の後出異本である事、また正宗寺所蔵の『佐竹氏系図』⁽⁶⁾及び色川三郎兵衛書写の『佐竹系図 数本』所収の一本の書入れ⁽⁷⁾が光明院本の本文に近似する事に気付いた。そこで当該系図の関係を整理し、拙稿①・②を訂正し、北本独自記事の問題について検討したい。

一、北本『佐竹世譜』逸文と『佐竹家旧記』九所収『佐竹世譜』

北本は修史の際、藩に献呈保管されながら、現在同文庫に伝存しない系

図の一である。『目録』の「旧本分」に、

一、同北系図一冊〔梅江斎禅哲真迹ノ本ナリ、北左衛門義明所蔵ノ本ナリ、元禄十年丁丑コレヲ献ス〕

とあつたのだが、さらに遡つて『草稿』を見るに、中村光得が

○北本〔モト北左衛門義明蔵本ノ佐竹世譜也、故ニ北本ト云、岡本梅江筆スル所ナリ、元禄十年四月義明コレヲ献〕

と記し、一門の佐竹北家に伝来した冊子一冊で、禅哲の自筆とする。

中村光得は、北本の誤りを度々指摘しながらも、佐竹忠義が外戚大掾氏の後継となり、家督を弟隆義に譲つたとする後掲《例十五》の記事に対して、

此説○諸系○諸実録二見ヘストイヘトモ○北譜尤モ疑フヘキモノニ非ス（『引証』「隆義伝」「四郎」引証記事）

と、北本の価値を高く評価してゐる⁽⁸⁾。

幸甚な事に、元禄年間の家史編纂の成果である佐竹氏歴代を考証した先の『引証』に、また木村立が、その『引証』の不備を承け記した『佐竹世系大成附分流系』⁽⁹⁾に北本として引用される為、その記載内容が知られ、対照が可能であつた。『引証』は外題に「佐竹家系譜 義光・義宣」とある通り、各代毎に生没年、官位、母・妻子・兄弟の各記事につき、各系図の当該部分の抜粋を並列しながら考証してゐる。そこに「北譜」として掲載されるのが北本である。義光より戦国時代の義昭までに引用されてをり、『目録』には系図とあるが、本文を見るに代々書であつた事が分かる。

又『大成』は義光より、江戸時代の藩主義峯（一六九〇～一七四九）までの嫡流部と分流諸家部より成る系図で、下部に伝記記事を付すが、全体的に『引証』より記事が少なく纏まつてゐる。そこに引用系図名が挙げられる中に、「北蔵本ニ云」とあるのが北本である。本文は取意文である事が殆どだが、後掲《例六》の如く、『引証』の挙げない引用文がある⁽¹⁰⁾。

問題の旧記本には奥書が無いが、構成を見るに、1、佐竹世譜の歴代部分分は義光から義重までで、官名・法号・生没年・妻室・子供が挙げられ、嫡子以外の子の子孫の記事がある場合があり、更に関連記事、文書が引用される場合もあり、諸記事が雑然とした印象がある。引用文書は貞義系に、i「足利尊氏感状案写」（建武三年九月二十八日）；ii「足利尊氏下文案」（建武四年三月二十六日）；iii「高師直施行状案」（同前）；iv「高師直施行状案」（貞和二年五月十七日）が収められるが、これは佐竹（宗家）蔵清音寺蔵『佐竹并諸家系図』（以下、清音寺本）・『佐竹系図纂』「佐竹文書」⁽¹¹⁾にも見え、特に正宗寺文書⁽¹²⁾の、永禄九年の書写と考へられる後半部にも収められる事が留意される⁽¹³⁾。

最終記事は、義従（義昭）の記事の後に、

一、義重

とだけあり、記事が無い。さうすると戦国時代の常陸介義重（一五四七～一六一二）が家督を継いだ永禄五年（一五六四）⁽¹⁴⁾頃から、その子右京大夫義宣（一五七〇～一六三三）の天正十年（一五八二）元服⁽¹⁵⁾、或は家督相続迄の同十七年の間の成立となるだらう⁽¹⁶⁾。

次に2として、

宝篋院殿義詮ノ御書云

本知行地事、如元不可有相違之状如件

貞治三年十二月三日

御判

佐竹備前守殿

と「足利義詮御教書写」が挙げられるが、これは佐竹氏一門の酒出氏伝来

文書を利用したもので、先の正宗寺文書の前半部で、天文六年書写の南酒出氏文書に収められる⁽¹⁷⁾。3は山入氏滅亡記事で、

前二書、師義ノ子孫ノ時、佐竹上総入道常元蒙御不審、比企谷大将法花堂ニテ自害ス、同家人十三人討死、同子孫一人

応永廿九年十月十三日也 系図終

とあり、山入与義の自殺記事は、『神明鏡』同閏十月十三日条よりの引用箇所であるが⁽¹⁸⁾、梅江斎関係の『故譜』⁽¹⁹⁾・清音寺本にも見える。波線は貞義「御子共」の七男師義の記事を指すが、傍線は北本の系図部が此処で終はるとの意であらう。さうして次に「京都執事補任次第」がある。高師直より細川高国迄で、これは清音寺本「執事補任次第」⁽²⁰⁾にほぼ一致するが、旧記本末尾の細川高国の後に、清音寺本には二字下げて「細川晴基」と後補がある。以上、旧記本が佐竹系図群と記事を共有する事が分かる。

1の佐竹歴代の掲載範囲も一致するが、端的に『引証』・『大成』の引用本文が旧記本に一致する事が、旧記本が北本の写本であったとする判断の根拠である。例を挙げれば、武田氏の祖となる義清が後に光清と改名したとあるのは、子に清光⁽²¹⁾が居り不審なのだが、『尊卑分脈』⁽²²⁾他の中世系図に見えず、且つ佐竹系図諸本中、北本と光明院本との間で、その本文が一致する⁽²³⁾。

《例一》●『引証』「義業弟伝」

○北譜二

義業

義清 住甲斐国改名シテ光清ト云、則逸見武田小笠原

一条板垣等ノ先祖也

●『大成』「義清」

更ニム名ヲ光清ト、号ニ逸見冠者ト、武田小笠原一条板垣等祖、住于

甲州

●旧記本「義光」

御子共ハ子息進士義業佐竹
 甲斐国義清改名シテ光清ト云、則逸見武田
 小笠原一条板垣等ノ先祖也

●光明院本「義光」

子息進士義業
 甲斐国義清改名光清ト云、則逸見 武田 小笠原 板垣等ノ先祖也

●正宗寺佐竹

義清号武田冠者又逸見冠者、後改名光清、住甲州刑部大補

とあり、『大成』が本文を改変する事、『引証』・光明院本が旧記本文に近似するが、後者は一部脱落(傍線)する事が分かる。今一例を挙げれば、

《例二》●『引証』「義治」(『大成』は大幅に本文が異なる)

○北譜義治条二

御子トモ未ノ年 竹宗義藏主戊年生 小野大上丑年 小場大上
刁年 義舜午年 石塚上妙久巳年 三郎義武 北金吾(申年生)
午年生 石塚上昌寿甲辰年生 東親衛

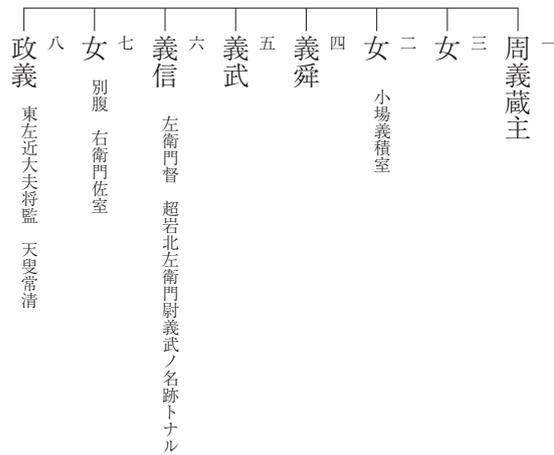
●旧記本「義治」

義治ノ御子共未ノ年 竹宗義藏主〔此ノ御子晨初西堂〕
戌年生 小野大上丑年 義舜午年 石塚上妙久
巳年 三郎義武 北金(申年生) 石塚上昌寿午年生
 東親衛甲辰年生

●光明院本「義治」

御子共 竹宗義藏主 義舜キ 三郎義武
 北金吾義宣 東親衛 義正

●正宗寺佐竹(略記)



とあり、北義信と東政義の官の唐名を挙げる点、光明院本も同じだが、後者は女子を持たない。『引証』は波線部が無く、北義信の「吾」の字が空白である。前者は『引証』が略したと説明出来るが、後者からすると旧記本が北義明献上本を誤る所がある事になるが、『引証』・『大成』との比較に拠れば、旧記本がほぼ北本の内容を留めるとして良いと判断される。

二、光明院本・旧記本所引『源威抄』について

《例一》を見ると、光明院本は北本の記事を脱する所があり、北本の持つ諸子子孫の記事もないが、これは北本が先出として良い。拙稿①・②で

利用した光明院本所引「源威抄」を挙げたが、旧記本・『源威集』と比較する事により明らかになる為である。以下、旧記本文を挙げ、本文の有意の相違のみ光明院本・『源威集』と対比するが、旧記本文が光明院本・『源威集』と相違がある場合、『神明鏡』を参照する⁽²⁴⁾

一つは拙稿②で光明院本を挙げた、1、後三年の役の義光の奥州下向の記事である。

《例三》(旧記本「義光」)

(上略) 源威抄云

義家朝臣、武衡^{タケヒラ}・家衡^{ヒラ}退罰^{ヒラ}ニ奥州ニ下向、永保年中、義光朝臣^B左兵衛尉タリ、于時在京、暇ヲ申、^C忿馳下可青鳥府飛之間、義光子細ヲ奏問之処^ニ 勅答云、遼遠逆徒、義家ノ朝臣以武略誅伐可有、義光朝臣^D朝家警衛ノ当官ニ居テ、輒ク遠行不可^E 咩由被仰下間、迷惑千万、雖然、連枝志^F「難黙止、愁傷ノ余リ、弦袋ヲ解キ窃ニ右近ノ^G」枝ニ結付、辞当官^H「左兵衛尉ノ義也」由ヲ表スル者也、^I然者夜中ニ出京、鞭ヲ拳テ馳下、^J兄ノ陣ニ馳付給フ、義家喜悅ノ余リ、義光ノ御手ヲ取り感涙数行、其後、^K兩將廻武略、度々合戦ニ打勝テ、終^ニ武ヒラ・家衡兄弟、^L城^エ追籠困責、亡給云々

(校異) A 光明院本「追」、B 『源』「左衛門尉」、C 光明院本「可ニ青鳥^{フトラハス}飛^{ハス}之間」、『源』「忿馳^{ソウソク}下可レ令ニ合力^{ハス}由、青鳥ヲ飛ス」、『神』「暇ヲ申馳下^テ可レ令ニ合力^{ハス}之由、飛青鳥^ヲ之間」、D 『源』なし、E 光明院本・『源』・『神』「叶」、F 『源』「依レ」、『神』「依」、G 光明院本「橋」、『源』・『神』「橋ノ」、H 光明院本・『源』・『神』なし、I 光明院本・『源』「然而」、『神』なし、J 『源』「兄ノ陣ニ馳付」、『神』「着陣シ玉シカハ」、K 光明院本なし、L 『源』なし、『神』「城ニ」

Hの割書は梅江斎の注記か。Gは光明院本・色川本が本来的であるが、旧記本が脱落したのか。しかしLが『神明鏡』と一致する事、光明院本がJを脱落してゐる事からして、北本が光明院本よりも『源威集』に近く、

古態を保つ。またCの「青鳥」を光明院本が「青鳧^フ」とするのは誤り⁽²⁵⁾。次に拙稿②で光明院本を挙げた、2、奥攻の鎌倉軍勢揃では、

《例四》●旧記本「秀義」

源威抄云、頼朝文治^A五年七月十九日(丁丑)、奥州進発三手二分、所謂大手頼朝、先陣畠山重忠、^B是ハ永承年中ノ昔、頼義・と家、奥州征罰ノ時、秩父武綱ノ例也、^C「御」道ハ白川^D「関」、東海道八田冠者知家、小田ノ先祖也、千葉介常胤、其外常陸・下総勢ヲ卒ス、北陸道ハ宇佐美ノ平次実政・比企藤四郎能員、信乃・越後ノ^E「輩」也、鎌倉ノ御留守、^F佐と木経高、後任中務丞

(校異) A 光明院本「九」、B 光明院本なし、『源』「永承昔、頼義奥州征伐時、秩父武綱例也」、C 光明院本「押」、D 光明院本「也」、E 光明院本「軍兵」、F 光明院本「佐と木経高也」、『源』「佐と木四郎高綱^{任中務丞}」

とあり、B・C・D・Eからすると旧記本が『源威集』に一致する。更にFは、『源威抄』が「高綱」とあるのは歴史的に誤りで、『吾妻鏡』同十七日条及び『故譜』の一本で、佐竹(宗家)蔵「四家並佐竹御家来衆系図」に就き、「佐々木ノ次良経高^{後中務丞}」が本来の本文かとしたが(拙稿①)、旧記本もそれにほぼ一致する事が分かる。一方、Bの「と家」が『源威集』古態本文であるか不明。

3、奥攻の折の佐竹秀義引見は、2に接続するが、特に大きな異同・『源』の訂正はない。

《例五》(旧記本)

頼朝、漸宇都宮着御、小田橋ノ於路頭、始テ佐竹秀義入レ見参、行粧于時、錦ノ直垂ニ黒糸鎧、白旗ヲ指、御旗ニヒトシキニ依テ五橋ノ扇二月出タルヲ、秀義ノ旗ニ^A「付サセ」ラル、其後旅館ニ入御ト云々

(校異) A 光明院本「付ラル」、『源』「被レ付」
猶、取意文であるが、旧記本「勝山義重」に、

(下総守兼義は) 淨喜ニハイトコナリ、文和二年二月廿五日ニ東寺合戦ノ時打死(源威抄ノ末ノ卷ニ見タリ)、此ノ合戦ノ時、那須殿モ打死也(此時土岐・佐竹・小田ハ一手ニナル)がある。

以上、旧記本が光明院本より、『源威集』に近く、古態を保つとして良く、拙稿①・②を改めて、『源威集』対照本文は、光明院本ではなく、北本の写本である旧記本に拠る事とする。

後出である光明院本には増補・改変記事がある。

《例六》●旧記本「義業」

佐竹追罰ノ宣旨ハ崇徳天王康和元年己卯年也、^p是ハ義家嫡男ニ対馬守義親ノムホンノ時、佐竹同心ノ故也、打手ノ大將軍ハ足利式部大夫義国也、義国ハ義親ノ弟也、(中略) ^q先勢ノ大將ハ小原ノ里見殿也、追伐不成ニ兩將関東在留也

●「大成」「義業」

北藏本ニ曰、追ニ討ノ佐竹一ヲ之 宣旨ハ康和元年己卯也、令レ足利大輔源義国一ヲ為中大將軍上、而小原里見為ニ前將軍一、不レ能レ克レツ之ニ、兩將留ニ次ニ于関東ニ

●光明院本「義業」

佐竹追罰ノ宣旨ハ堀川天皇御宇康和元年己卯ノ年也、是ハ義家嫡男ニ対馬守義親謀反時、佐竹モ同心之故也、打手ノ大將軍ニハ足利式部太輔義国也、義国ハ義親ノ弟也(中略)先勢ノ大將ニハ小原ノ里見殿也、追伐不成ニ兩將関東ニ在留也(義親打手ノ大將ニハ因幡守平ノ正盛ヲ被向誅之畢)

とあるが、波線は光明院本の増補、二重線部は史実の訂正と言ふ事になる。

三、正宗寺本佐竹と色川本書入記事について

先の《例六》に相当する正宗寺佐竹記事を見るに、二重線部が「堀川天皇」で、義親脇書に「打手ノ大將ハ因幡守平正盛」とあるから、同本が光明院本に近い事が分かる。正宗寺佐竹は清和天皇に始まり、江戸時代の秋田藩主佐竹義処子の義林迄続くが、嫡流兄弟、更には義国流系図をも含む。

《例七》●正宗寺佐竹

忠義佐竹太郎、^m治承中大矢橋打死、ⁿ治承合戦為源二位殿打死。^o平家四之卷五之卷ニ太郎殿ノ事アリを見るに、^mとⁿで打死記事が重複する。^mが旧記本・清音寺本・酒出本に近似し、ⁿと^oは『佐竹家伝』に一致する様に、他の佐竹系図群・『吾妻鏡』を併記する雑纂本である⁽²⁶⁾。

色川本の系図本体の歴代は正宗寺佐竹に同じであるが、基本的に嫡子のみの嫡子系図で、脇書記事も含めて『諸家系図纂』八之一「佐竹系図三編」の一番目(内閣文庫蔵)・『佐竹系図纂』所収の一番目の「佐竹」とある系図に近い。これは、『引証』『追考』の「水戸府所蔵佐竹系図纂ヲ取用ル事」に、
○最初ノ系図ハ鑑照院殿義隆公御代、寛永年中公儀へ書上ラル、系図ニシテ、而シテ水戸ニ於テ歟、行義公・義盛公・義重公御三人ニ粗伝ヲ書加ヘテ、頼義公以前義宣公以来ヲ書加ヘタルナリ

とあり、寛永呈譜本に増補して成立したとある⁽²⁷⁾。三系図ともに義林の貞享二年(一六八五)二月の侍従任官⁽²⁸⁾の記事が最新で、義林の名乗は天和元年(一六八一)二月からで(『国典』吉部一「御元服」、元禄九年(一六九六)十二月に義苗と改名したから(『国典』吉部一「御名乗御判」、系図の成立はその間の成立であらう。色川本の書入は当然その後で、冒頭に「朱書正宗寺一本」とあるのが、正宗寺佐竹に一致する書入部分である。正宗寺佐竹・色川本書入の光明院本・北本近似記事を見るに、

《例八》●正宗寺佐竹「義光」

源威抄云、永保中、兄義家征奥州時、義光為左兵衛尉、奏請従征、勅

曰、兇賊、近將為義家尽僵、汝宜奉官警衛宮庭、義光憂之、乃解弦袋、結之右近橘樹枝上、窃擬解官之意、夜奔從兄、終与兄亡武衡・家衡（色川本同）

とあるが、前掲《例三》の『源威集』の取意文であるから、光明院本・旧記本に先立つとする必要は無い（前掲《例二》でも、北義信と東政義の実名を挙げる正宗寺佐竹から、光明院本・旧記本がそれを唐名のみで改める事も考へられないだらう）。且つ正宗寺佐竹の脱落部aが、色川本書入に於いて正しい事が分かる。更に、

《例九》●正宗寺佐竹「秀義」

又秀義ノ伝ニ奥州征伐ノ事アリ

文治五^a〔又作九〕年七月廿一日^b〔又作十九日〕、三手二分、大手頼朝、先陣畠山重忠、押道ハ白川也、東海道ハ八田知家・千葉常胤、其外常陸・下総勢引、北陸道ハ宇佐美平次実政・比企藤四郎能員、信濃・越後兵也、鎌倉留主ハ佐と木経高也。〔c〕、d引源威集大意同（色川本書入a・dなし、b「云々」、c「云々」）

の波線部が、些細ながら《例四》との比較の通り、北本ではなく、光明院本に一致・近似する事が分かる。また、

《例十》●正宗寺佐竹「大膳大夫義篤子義昌」

義昌

初昭通、三郎義通府中ニ養シテ大掾昌幹ト云、辞シテ後、山能ヲ繼山能義昌ト云、a山能

（色川本書入aなし）

●光明院本「大膳大夫義篤子」

三郎昭通、後、義通ト云、府中大丞ニ任ル時、昌幹ト云、大丞ヲ辞シテ山能義昌ト云

の傍線は北本の後掲《例十七》に見えない。

問題は光明寺本と一致する記事が色川本書入にあり、正宗寺佐竹にない例のある事である。

《例十一》●色川本書入「浄喜義厚」

此御代筑紫多田浜御一戦、京ノ東寺合戦迄被合ト云々

●光明院本「浄喜義篤」

此代ニハ築紫多田良ノ浜御一戦、京ノ東寺ノ合戦迄被合ト云々

●旧記本「浄喜義篤」

此代ニハ築紫多田浜御一戦、京ノ東寺合戦迄、被合、太平記・源威抄ニ見タリ

がその例で、色川本書入が光明院本の「多田良」により訂正しなかつた事が不審であるが、正宗寺佐竹には当該記事がない。

《例十二》●色川本書入「右京大夫義宣」

慶長十九年冬、大坂御陣高名、日本一番ノ鎧ト云々

●光明院本「右京大夫義宣（二）」

慶長十九年之冬、於大坂御陣ニ高名、日本一番之鎧ト云々

を見るに、旧記本・正宗寺佐竹には見えない記事だから、色川本書入は光明院本に近似する。さすれば《例八》のaの脱落もさうだが、現存の正宗寺佐竹が脱落する以前の写本に、色川本書入が依拠した可能性があるか。色川本書入「右京大夫義宣」の、

自昌義至義宣居太田城、凡二十世二百三十余年、慶長中始移水戸

とある記事は、『佐竹家伝』の、

一、太田古御城者、佐竹冠者昌義、延文年中御築被成候

一、太田ニ御在城、昌義方義宣迄并代、慶長年也、式百卅年余御持被

成候

に近い。前述したが正宗寺佐竹は『佐竹家伝』を利用するから²⁹、此処でも現存正宗寺佐竹以前の系図の存在の可能性が考へられるが、目下、未勘として、正宗寺佐竹・色川本書入は光明院本の末流本である事の指摘に留めたい。

四、北本の成立と独自記事について

北本には前掲の通り、他の佐竹系図群と共通する記事がある。《例六》の中略部分の佐竹昌義追討の為の源義国足利下向記事は、室町時代の諸書に見られるが⁽³⁰⁾、梅江書写の『佐竹家伝』・酒出本もこれに近い記事を持つ。梅江関係系図（拙稿②参照）の成立を見るに、『佐竹家伝』は大膳大夫義篤（永正四年〔一五〇七〕～天文十四年〔一五四五〕）の没年が記されるが、肩書（大膳大夫義篤室の岩城重隆女に「永禄二年三月五日逝」とある）、及び代々書に続く雑記事（「永禄二年迄」（「正宗寺」）・「永禄二年春竹閑首座誌也」（「実定）」とある事からすると、最終的な成立は永禄二年（一五五八）か（末尾の義宣の関係記事は後補であらう）。宇留野本は、奥に天文二十四年、竹閑齋書写とある。佐竹当主が「義従（改名義昭）」とあり、次の天文六年書写の酒出本では童名で記載されるから、義従の名前はそれ以降で、義昭の実名は天文十九年に見える訳で⁽³¹⁾、改名はその間になるから、奥書の年号を信じて良いだらう。

酒出本は「天文三年九月廿三日 書写」の奥書を持ち、

若子ノ童名
清寿丸
德寿丸殿
若子
義篤

と、義従（義昭）（一五三一～一五六五）の童名が記される事も符合するが、元龜二年（一五七二）の酒出氏当主基親の死の記事があるから、佐々木倫朗氏は、これは元奥書で実際の書写は下がるとする⁽³²⁾。

享禄三年（一五三〇）写の奥書を持ち、梅江加筆があるとされる清音寺本は、

義従——義重

德寿丸改名昭
義昭永禄八霜三日卅五歳
遠行

と義重まで記され、別に義昭と常陸介義重兄弟の系譜を付載する。『故譜』の京公方家は、

義藤
永禄八才五月十九日、三善筑前下風ノ松長彈正逆心ヲ申間御生害、
改名義輝行年卅才

とあり、永禄八年（一五六五）のその横死記事があり、次の義栄（永禄十一年〔一五六八〕二月より在職）・義昭（永禄十一年〔一五六八〕十月より在職）が記されない。しかし同書の「佐竹紹図」では、

德寿丸、次一 母ハ宮山
義重
義宣^{德寿丸}

と、右京大夫義宣まで記される。義重・義宣の官途が見えないから⁽³³⁾、義重の官途成以前に成立し、義宣の官途成以前に加筆がある可能性があるか。また「佐竹代々浄喜以来名乗撰」でも義宣が見えるが、清音寺本の同部では義重までである。また酒出氏の系図部を見るに、基親の子迄掲載されるから、『目録』が記す様に（拙稿②）、後代の加筆部分があり、梅江の置筆時期は不明とせざるを得ない。以上からすると北本の成立は『佐竹家伝』・宇留野本成立より後で、その他の系図記事の利用の可能性も考へられるが、その前後関係は不明である。

『佐竹家伝』より後出と云ふ事に成る《例六》の佐竹討伐の対象は、他の伝承では昌義で、秋山敬氏⁽³⁴⁾・高橋修氏⁽³⁵⁾が指摘する、常陸平氏と藤姓足利氏のそれぞれが、源氏の源義光と源義国を引き入れた長期の「関東乱逆」に源を発して、且つ足利氏成立を説明する伝承の一つであると考へられる。追討理由を昌義と義親の同心故とするのは『佐竹家伝』に見えるが、北本では佐竹討伐が義業の代とされるのが独自記事である。

確かに正盛により梟首された後も、関東、また常陸でも自称義親が存在し⁽³⁶⁾、「滅亡彼国」（『中右記』元永元年二月五日条）とある程の騒擾があつた様だが、北本は単に時代錯誤を改めたものか。北本の独自記事の成

立が問題となる所であるが、旧記本が持つ、六条顕季と源義光の所論説話は、先の《例六》の義光の記事の次に掲載され⁽³⁷⁾、

《例十二》

又云、六条修理大夫顕季卿、東国ニ庄ヲ沙汰シ玉フニ、刑部丞從五位下源義光、此庄有由緒ト号シテ、互ニ沙汰、兩人論シ、此庄ヲ及問注ニ、顕季思居ハ、彼ノ義光ハ死生ヲ不知夷也、其ノ上、後庄命ヲカケタル由ヲ申、我ハ此庄ナシ共、不可事欠、無道理讎ヲハ、徳報スルト云事アリ、只一向ニ彼ニ避ナントテ、文シテ召ニ義光一、タビタリケレハ、誠喜愉ニ二字ヲ義光書シテ奉リケリ、其後、顕季、内裡工參給テ、夜深テ飯玉フニ、跡ノ程ニ、甲冑ノ物具ノ者、或ハ五六人、或七八人計見エケルヲ、物者ソト問ハ、是ハ義光ノラン許ヨリ、ラン兵士仕ト云去也ト申ケレハ、顕季被思ケルハ、能クコソ避ニケレ、是迄思寄ケルモノヲ、此庄ヲ、サケザリセハ悪カリナマシトゾ、毘給ケルト云々とあり、本文に欠陥があるが、これは『五常内義抄』よりの引用である⁽³⁸⁾。また後藤丹治氏が『大成』により、佐々木氏に伝来する宇治川渡河の際の網切の太刀説話の類話として挙げるが⁽³⁹⁾、これは北本「秀義」にあつた記事で、

《例十四》

次男六郎義茂^{南出モ子}、此義茂ハ、宇治ノ卷嶋^{マキ}ノ先陣ツナキリ重代ト云刀ハ、町田ノ家エ渡

とあるのが淵源である。義茂が宇治合戦で敵を討つた事は『吾妻鏡』承久三年六月十八日条の合戦注文に見えるが、渡河先陣は『吾妻鏡』・『承久記』諸本に見えず、素より確認出来ない。寧ろこれは観智院本『銘尽』「正恒」に、「足利又太郎忠綱宇治河の合戦の時、是を帶す、繩切云々」⁽⁴⁰⁾にも窺へるのだが、銘刀「綱切」伝説生成の一例としての価値がある。

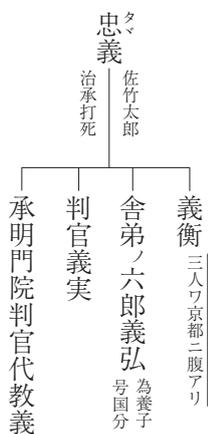
この様に北本には他の佐竹系図群には見えない記事を指摘できる物の、殆どその成立、或は個別の契機は不明とせざるを得ない。特に問題と成る

のは冒頭の『引証』で、中村光得が北本の史料的価値を評価した箇所であらう。旧記本を挙げると、

《例十五》

嫡佐竹太郎忠義ハ、大承ノ家断ル時、弟ノ四郎隆義ニ佐竹ノ家ヲ渡、我ハ府中エ移リ、任大承、忠義ハ御子四人アリ、忠ノ字ハ大承ノ家ノ字也、幹ノ字モ国ノ字モ、忠義ハ又京ニ最愛ノ室ヲ持玉フ、忠義為源二位殿、^z 治承年中二大「橋」ニテ打死⁽⁴¹⁾の、佐竹忠義が常陸大掾を継いだ為、四男の隆義が佐竹氏の家督を継いだとする説である。yは『故譜』「佐竹紹図」の、

《例十六》



とある傍線部と関係があり、zは前掲した通り、他の佐竹系図に近似記事が見える。所が問題記事及びxが他に未確認で、義昭までの代々書で、「末英様御書古写 壺通」と袖書にある佐竹（宗家）蔵『御当家御系図』（A S二八八・二一六〇）に、

太郎忠義（任大丞、弟ノ四郎ニ、カトクユヅル）

とある記事が、北本に一部一致するのみ。

xで大掾家の諱字が挙げられるが、同氏の族人には、平安時代後期より「幹」の字が片諱に確認されるが、「忠」字は確認出来ない。対して「国」は南北朝時代の「詮国」⁽⁴²⁾より歴代に散見し、「憲国」は佐竹氏より大掾家に入った人物であるから⁽⁴³⁾、xは少なく共、南北朝時代以降の成立となるが、それを当該記事の成立と同時に断定出来ない。

治承四年の佐竹合戦は『吾妻鏡』に記事が載るが、大矢橋で謀殺された

人物を「太郎義政」とする点、北酒出本・『源平鬪諍録』⁽⁴⁴⁾の忠義と異なるのだが、この義政は誤りとしても、

進発常陸国給、是為追討佐竹冠者秀義也（『吾妻鏡』治承四年十月二十七日条）

と、攻撃対象が秀義とされる。これは以降の金砂合戦以降も続く敵対から、『吾妻鏡』が主敵を秀義と認識した為の筆法と解する余地を否定出来ないが、

冠者秀義者、其従兵軼於義政、亦父四郎隆義在平家方、旁有思慮、無左右称不可参上、引込于当国金砂城（同十一月二日条）

とあり、秀義は籠城の別行動を取るが、兵力が義政よりも優つてゐたとす。更に金砂城落城後は、

被収公秀義領所常陸国奥七郡、并太田・糟田・酒出等所々（同八日条）とあり、これが義政（忠義）誅殺以降、必然的に秀義に所有が移つたと解しての後代の記述でないならば、奥七郡は秀義の所領で、同人が佐竹氏の嫡流であつた可能性がある。

また『吾妻鏡』にはこの時の常陸平氏の関与は見えないが、前述した「関東乱逆」で、義光が常陸平氏の重幹と常陸で共闘してをり⁽⁴⁵⁾、その子佐竹昌義が常陸平氏の吉田清幹を母とし⁽⁴⁶⁾、その子義宗母も「平扶幹女」（北酒出本）とあり、一族女性を母とする事からすると（拙稿⁽³⁾）、常陸平氏が代々佐竹氏と密接な関係にあつた可能性は高い。

正に『源平鬪諍録』には、この時、佐竹忠義が足利俊綱と連携すべく、下野に出兵したとある記事に、

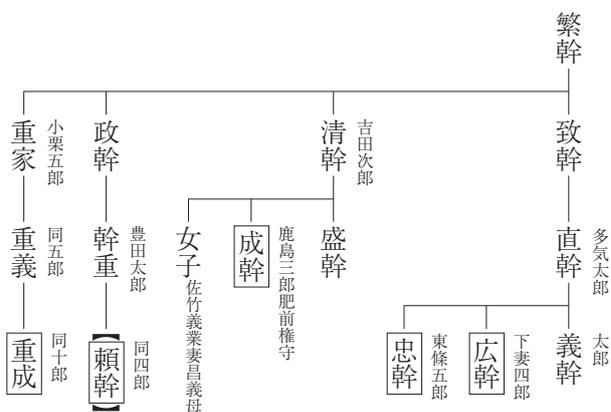
然程ニ常陸源氏佐竹ノ太郎忠義ヲ為ニシテ大將軍ト、与力ノ輩、下妻^{シモツマ}四郎広幹・同舍弟東条ノ五郎貞幹・鹿嶋權守成幹・小栗ノ十郎重成・豊田太郎頼幹等ヲ為始ト、二万余騎自常陸国一、発向下野国一（五「佐竹太郎忠義被生取梶原事」）

と、忠義と常陸平氏の主要一族が軍事行動を共にしてゐたとする記載があ

る。

常陸平氏の系譜は諸系図で、異動があるが、常陸平氏七流の祖が挙げられてゐる事が分かる。

『常陸大掾系図』（適宜略記）⁽⁴⁷⁾



そこに肝心の嫡流の義幹が見えないが、野口実氏が指摘する様に⁽⁴⁸⁾、『源平鬪諍録』にこの時、東下する官軍の先遣として下向したとされる、

先陣ノ押領使ハ常陸国住人佐谷ノ次郎義幹・上総国住人印東次郎常茂也（五「権亮維盛於討手使東国下向事」）

の義幹が「多気太郎義幹」⁽⁴⁹⁾である蓋然性は高い。然るに、次の『吉記』安元二年六月十八日条流人召還記事の、

殺害父母之者（常陸国司訴中能幹事歟）⁽⁵⁰⁾

の、能幹を常陸平氏嫡流の多気義幹とすると、常陸平氏の嫡流多気氏内部に、源平合戦以前、内紛があり、国衛と協働した佐竹氏の介入の可能性を

指摘出来る。何故ならば承安四年(一一七四)に、常陸国中郡庄を乱妨した庄司大中臣経高の召喚を国司庁宣により命じられたのは、「佐竹冠者昌義・同男雅樂助大夫義宗・在庁等」(『吉記』同三月十四日条)であつたらである(51)。

先の『源平闘諍録』で、都にも知られた多気(52)を義幹が称してゐない事と関連付けると、治承四年当時、義幹は多気の嫡流より外れてゐた事になるか。また忠義の府中への進出も、前掲『例十六』の『故譜』の忠義養子に、国分を名字とする義弘が見え(拙稿③)、「よしヒロ国分ニ住ス」とする系図がある様に(53)。これが常陸国府とすると、国府進出は治承以前に遡る事とならう。

しかし忠義と隆義流の並行、前者と常陸平氏との軍事的連携を史実とし、多気義幹が常陸平氏嫡流を外れてゐた可能性の或る事を認めるとしても、現在の所、忠義が所謂大掾家を継いだとする確証を、史料に見出だせない為、北本の記述に従ふ事は無理である。

常陸平氏の頼朝への帰服が遅れた事は、豊田兵衛尉に対する頼朝の罵詈に、

父ハ於下総、度々有召ニ不参シテ、東国平ラレテ後参、不覚歎(『吾妻鏡』文治元年四月十五日条)

と見え、金砂城陥落後も常陸奥郡は依然、佐竹氏の勢力下にあつたと指摘されるが(54)。

三郎先生義広謀叛之時、常陸国住人等、小栗十郎重成之外、或与彼逆心、或逐電奥州(『吾妻鏡』元暦元年四月二十二日条)

とあり、寿永二年(55)の志田三郎先生義憲(広)の敗北を、東国平定の画期と考へる事も可能である。下妻広幹の義憲与力も別に確認されるが(56)、常陸平氏は佐竹合戦後、新たに義憲と連携したと説明すべきであらうか。

しかし『源平闘諍録』では忠義に与力したとされる小栗重成は治承四年の佐竹合戦の際に、既に頼朝に帰服してゐた事になる(57)。抑も忠義が下

野に進出した事実は未確認で、動機も不明であり、『平家』『源氏揃』や、『源平盛衰記』卷十三「行家使節」・『義経記』卷一(58)では、正しく区別するが、真名本『曾我物語』卷三には、

十郎藏人行家出北条、超ヘツ、常陸国、住ニ^{セシ}佐竹庄、舎兄志太三郎先
生義兼触此由(妙本寺本)(59)

と、両者が重複する例がある。『闘諍録』の記事も同様、義憲の行動と混じてゐないか。少なく共、『源平闘諍録』から、常陸平氏が佐竹忠義に服属してゐたとする事にも慎重にならざるを得ない。

大掾嫡流が室町時代中期以降、関東公方の圧迫、公方と上杉家との抗争により、力を失なひ(60)、管領上杉氏より入婿で佐竹家氏を継いだ義人の子憲国を、養子に迎へ(61)、戦国時代には佐竹義昭が弟を大掾家当主昌幹とした時期がある。旧記本を見るに、

『例十七』
三郎(童名乙寿丸)、初昭通、後義通ト云、任府中大承ノ時、昌幹、辞
義昌ト云(「大膳大夫義篤」)

また、

『例十八』
家督ヲ義重^エ渡、移符中、任大承、辞シテ弟付昌幹(「義従」)(62)

と、府中への進出、大掾家相続の記事が正にある。さうすると北本の問題の記事は、戦国時代の佐竹氏の大掾氏継承を歴史的に正当化する、政治的起源神話の可能性も考慮される。依然、検討の価値はあると思ふが、北本の忠義大掾家相続説は、史実の水平で論じる事には難がある。寧ろ『源平闘諍録』の忠義と常陸平氏の共闘に通ずる、佐竹氏側の政治的伝承が連続してゐた事を指摘出来るだらう。

おはりに

中世武家の家伝史料の観点から、北本を取り上げたが、歴史史料としての利用の為に当然、佐竹系図群の成立・史料価値の検討が必要である。多数存在する佐竹氏系図の整理と成立の検討が必要であらう。

注

- (1) 以下、同所蔵史料は、佐竹（宗家）蔵と略して示す。
- (2) 拙稿「『神明鏡』伝本の整理と成立について」補注（『米沢国語国文』二十八〔平成十一年六月〕、以下、拙稿①）、同「『神明鏡』伝本の整理と成立について（上）・（下）」（『国語国文』六十九ノ一、同二〔平成十二年一月・同二月〕、以下、拙稿②）参照のこと。
- (3) 千秋文庫蔵。此処では秋田県立図書館蔵の紙焼写真による。
- (4) 佐竹（宗家）蔵『佐竹家系譜』（AS二八八・二一五〇）による。東大史料編纂所『佐竹氏系図引証』が同じ。『引証』には『草稿』にある系図の解題がない。
- (5) 佐竹（宗家）蔵一冊（請求記号AS・二八八・二）。
- (6) 東大史料編纂所蔵謄写本で、六地藏寺本と合写。正宗寺には別に『諸家系図』（東大史料編纂所に謄写本あり）・佐竹（宗家）蔵『佐竹并諸家系図』一冊も存するが、本系図を正宗寺佐竹と略す。冒頭に「平氏藤氏之繼図〔西山公跋アリ〕・佐竹系図三通・佐竹文書・武家管領天下次第附諸家系図凡六冊一箱ニ入、佐竹系図一巻、佐竹山縣芳信記一箱ニ入」とあるが、正宗寺佐竹が傍線の系図と同一か不明。
- (7) 東大史料編纂所の謄写本によるが、そこで（六）と番号付けされる系図で、内題「佐竹」。以下、色川本書入とする。
- (8) 別に『佐竹家譜』「第四世隆義」（佐竹（宗家）蔵）にも採用され、幕府提出系図にも見える（『寛政重修諸家系譜』巻一二九「佐竹」〔続

群書類従完成会）。

- (9) 此処では東大史料編纂所の謄写本による。以下、『大成』とする。
- (10) 『佐竹家旧記』五所収、岡本元朝「小場東南系図考」にも南酒出義茂子孫の引用がある。
- (11) 東大史料編纂所の謄写本による。
- (12) 『佐竹家旧記』九「佐竹文書〔從正宗寺〕」による。『草稿』「正宗寺本巻之四文書」には「筆迹不詳」とあり、『目録』「佐竹文書」では、『佐竹家伝』同様、後人の写しかとある。
- (13) 「佐竹義篤讓状」の日付の「文和四年二月十一日」に「永祿九年迄八十二年」と傍書がある。
- (14) 『佐竹系譜事蹟略』「義重」（東大史料編纂所謄写本）
- (15) 『国典類抄』吉部一「御元服」（秋田県立秋田図書館刊本）。以下『国典』と略。
- (16) 森木悠介氏「戦国期佐竹氏の代替わりについて―義重から義宣への家督交代を中心に―」（『茨城県立歴史館報』四十三、平成二十八年三月）
- (17) 『茨城県史料 中世四』「秋田藩家蔵文書」十八「酒出金大夫季親所蔵文書」一〇にも所収。
- (18) 暫く西尾市立図書館岩瀬文庫蔵本（紙焼写真）による。猶『大成』は取意文だが、同様「閏」なし。
- (19) 『故譜』は東大史料編纂所蔵の正宗寺蔵『故本 佐竹諸家譜』の謄写本による。『故譜』諸本については別に整理する。
- (20) 佐竹（宗家）蔵一冊。以下、清音寺本と略。『目録』によれば禪哲筆の覚書が系図末に有るとされる（拙稿②参照）。冷泉家蔵『公武補任次第』「執事補任」も高国迄であるが、記事が一致しない（冷泉家時雨亭叢書『簾中抄 中世事典・年代記』）。
- (21) 『長秋記』大治五年十二月三十日条（増補史料大成）の常陸住人の「清光」が該当するとされる。志田諄一氏「武田義清・清光をめぐる」（『西

川広平氏編『甲斐源氏一族』所収〔令和三年十月〕。初出は平成十二年参照。

- (22) 新訂増補国史大系本及び佐竹（宗家）蔵の中院家到来系図（佐竹本とする）。同蔵北酒出本『源氏系図』、山口県公文書館蔵冷泉本『渋川系図』、長楽寺本系図・上杉博物館蔵林泉文庫旧蔵『源家系図』等。佐竹本以外の各系図については各拙稿参照（拙稿「上杉博物館蔵林泉文庫旧蔵『源氏系図』の特徴について」〔山形県立米沢女子短期大学紀要〕五十二、平成二十八年十二月）に各所収論文を掲載。

- (23) 比較的近い本文を持つ梅江斎の『故譜』の、逸見武田小笠原加、美安田分

○義清^{キヨ} 改光清、辺見冠者ト号
進士義業ノ舎弟ナリ

や、同佐竹（宗家）蔵長山本『佐竹系図』の「住甲斐国、辺見・武田・小笠原先祖」、「改之光清」があるが、本文が遠い。

- (24) 『神明鏡』と『源威集』の共通記事の関係については、増田欣氏「太平記卷三十二と源威集―作者の視点をめぐって」〔『国文学攷』二十、昭和三十三年十一月〕参照のこと。

- (25) 『平家打聞』巻四に「青鳥者、文名」とあり（島原本の電子公開）、『下学集』に「青鳥^{セイテウ}（西王母之書ノ使）」とある（『古本下学集七種研究並びに総合索引』の東京教育大学本による）。

- (26) 『佐竹家旧記』五所収（内題「義光以往之紹図并ニ物語誌」）。また隆義子に「義政（太郎、於大矢橋打タル、治承四年十一月四日）」（色川本書入同）は『吾妻鏡』（新訂増補国史大系）より、秀義子に秀繁を持つのは『尊卑』（新訂増補国史大系・佐竹本）よりの補入。

- (27) 『草稿』に、「寛永系（寛永十八年四月 天山公 欽命ヲ蒙リ、写サシメテ献セル佐竹系図ナリ、前ノ義重ヲ義繁ト書、前ノ義篤ヲ義厚、前ノ義宣ヲ義信ト書ス、前後同名アルガ故ニ之ヲ改、献スト云々）」

とあるが、正宗寺佐竹・色川本書入も含めてその特徴を持つ。佐竹（宗家）蔵『佐竹系図 寛永年中公方様「」上之写』は未見。

- (28) 但し貞享元年十二月、四位修理大夫任官が正しい（『国典』吉部二十七「四品」・『寛政重修諸家系譜』一二九「佐竹」）。

- (29) 正宗寺佐竹・色川本書入「義国」の「昌義追討ノコト」は『源威集』の記事によるが、本文は『源威集』では無く、『佐竹家伝』に近い。その一部を挙げれば、

（正宗寺佐竹）禁裏怖畏之間、一家出羽守光信^ニ御受勅、智謀ヲ以誅ス

『佐竹家伝』禁裏怖畏ノ間、光信^ニ御一家出羽守受勅、智謀以誅
『源威集』禁裏御怖畏之処、一家ノ出羽守源光信^ニ仰、智謀ヲ廻、是ヲ誅ス

である。

- (30) この源姓足利氏起源説話の流布については拙稿「平安末期足利・新田氏考証補遺」（『山形県立米沢女子短期大学紀要』五十四、平成三十年十二月）参照のこと。

- (31) 『水府志料所収文書』八三「佐竹義昭官途状写」（天文十九年）。『茨城県史料 中世編二』所収による。

- (32) 「秋田県公文書館所蔵「古本佐竹系図」に関する一考察」（峰岸純夫氏他編『中世武家系図の史料論 下巻』〔平成十九年十月〕）

- (33) 『四家並佐竹御家来衆之系図』では義宣の没年までの記事あり。

- (34) 『甲斐源氏の勃興と展開』第一篇第一章「新羅三郎義光―甲斐源氏始祖伝説成立の検討を軸に」（平成二十五年十二月、初出は同十八年）

- (35) 「坂東乱逆と佐竹氏の成立―義光流源氏の常陸留任・定着を考える」〔『茨城県史研究』九十六、平成二十四年三月〕

- (36) 坂東に義親が生存するとの風聞が永久五年（一一一七）八月、都に伝へられ（『殿暦』同一条〔大日本古記録〕）、実際に、元永元年

- (21-18) には、下総守源仲正の義親追捕の為、常陸が荒廢し（『中右記』元永元年二月五日条（増補史料大成）、大治四年九月には、再度、関東より義親なる人物が上洛して（『中右記』・『長秋記』同五日条・『知信朝臣記』同二十四日条（陽明叢書）、都を騒がしてゐる（『中右記』十一月十三日条）。『源威集』の義親蘇生記事は、『佐竹家伝』にも引用されるが、この自称義親事件を承けると考へられる。しかし自称義親と佐竹氏の提携についての記事は佐竹系図群には見えない。
- (37) 小野田和泉入道の識語のある『御当家系図』に簡潔な引用がある。『引証』に小貫本とする本で、『佐竹系図纂』所収本による（統群書類従にも掲載）。
- (38) 特に松平披雲閣蔵の文明七年写本（古典文庫）に近い。戸村義国撰『佐竹系図』上所収記事は義光の「寛仁」を称賛する記事になるが、北本を承けるか（東大史料編纂所蔵）。猶前注の『御当家系図』に「秀常内義集」とあるのは『五常内義抄』の誤りであらう。
- (39) 『改訂増補戦記物語の研究』「名刀綱切について」（昭和十九年二月）
- (40) 国会図書館の電子公開による。
- (41) 光明院本・『引証』は「」に「谷」が入る。
- (42) 『税所文書』「大掾詮国書状」（延文六年五月）。『茨城県史料 中世編 二』所収。
- (43) 中根正人氏「室町中期の常陸大掾氏」（高橋修氏編『常陸平氏』〔平成二十九年一月〕所収による。初出平成二十五年）
- (44) 汲古書院の『内閣文庫所蔵史籍叢刊 古代・中世篇』の影印による。
- (45) 『永昌記』嘉承元年六月十日条（増補史料大成）。
- (46) 『尊卑』・北酒出本（但し清隆とする。拙稿『平家物語』の中の佐竹氏記事について）（『山形県立米沢女子短期大学紀要』四十四〔平成二十年十二月〕）では「清幹」と誤まつた。以下、拙稿③・『常陸大掾系図』（内閣文庫蔵『諸家系図纂』）。
- (47) 【】は山形大学附属図書館蔵中条本『桓武平氏諸流系図』により補なつた（紙焼写真）。妙本寺本『平家系図』には幹重以下なし（『千葉県の歴史 資料編 中世三（県内文書二）』）。
- (48) 『坂東武士団の成立と発展』第三章「平氏政権下における坂東武士団」（昭和五十七年十二月）
- (49) 『吾妻鏡』建久四年五月一日条。
- (50) 高橋秀樹氏『新訂 吉記』による。
- (51) 糸賀茂男氏「常陸国中世武士団の史的考察」第一部第一章「成立期の常陸平氏」（平成二十八年五月）・高橋修氏「新羅三郎義光と佐竹氏の成立」（同氏編『佐竹一族の中世』〔平成二十九年一月〕所収）参照。
- (52) 『古本説話集』「伯母事第二十」（勉誠社文庫）・『宇治拾遺物語』卷三「伯の母の事」（笠間影印叢書）・『奥州後三年記』（群書類従）
- (53) 甲神社蔵「清和源氏系図」一帖。右京大夫義宣を「御曹子」とする。
- (54) 高橋修氏「常陸奥郡十年戦争」（前掲『佐竹一族の中世』所収）
- (55) 石井進氏「鎌倉武士の実像 合戦と暮しのおきて」（志田義広の蜂起は果して養和元年の事実か）（昭和六十二年六月）
- (56) 網野善彦氏『日本中世土地制度史の研究』第二部第四章第一節「南郡惣地頭職の成立と展開」（平成三年三月）
- (57) 『吾妻鏡』治承四年十一月八日条。
- (58) 『源平盛衰記』は古活字本（勉誠社の影印）に、『義経記』は赤木本（貴重典籍叢刊）・古活字本（日本古典文学大系）による。
- (59) 勉誠社の『真名本曾我物語』影印による。仮名本（太山寺本・彰考館本参照）には傍線がない。太山寺本は汲古書院の影印、彰考館本は伝承文学資料集による。
- (60) 松本一夫氏『東国守護の歴史的特質』第三篇第一章「常陸国における守護及び旧族領主の存在形態」（平成十三年十一月）・清水亮氏「南北朝・室町期の常陸平氏と鎌倉府体制」（『日本歴史』六三七、平成

十三年六月)

(61) 中根正人氏「室町中期の常陸大掾氏」(高橋修氏編『常陸平氏』〔平成二十七年六月〕所収による。初出は平成二十五年)

(62) 光明院本「家督ヲ義重ヘ渡シ移ニ府中ニ、後大丞ヲ辞シテ弟ノ付ニス昌幹ニ」、色川本書入「後大掾辞シテ弟昌幹ニ付ス」とあり、傍線が異なる。甲神社本にも「政幹」が釣られる。